



三重県公報

令和8年9月30日（水）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
------	-------	------	-----

人 事 委 規 則

	三重県人事委員会規則7-8（職員の通勤手当に関する規則）の一部を改正する規則	（人 事 委 員 会）	2
--	--	-------------	---

人事委・教育委規則

7	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会・教育委員会）	6
---	-----------------------------	---------------	---

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十八（職員の通勤手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年九月三十日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘

三重県人事委員会規則七十八（職員の通勤手当に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十八（職員の通勤手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特急等の利用の基準） 第十一条（略） 2・3（略） 4 第七条の規定は、条例第十三条第三項に規定する特急料金等の額に相当する額（第十五条の二第一項において「特急料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第七条第一項第二号中「運賃等」とあるのは「特急料金等」と読み替えるものとする。 （支給日等） 第十五条の二 条例第十三条第四項の人事委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第七条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十三条第二項第二号に定める額（第七条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十三条第二項第三号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額及び特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急等が二以上ある場合にあつては、その合計額）の合計額（第十六条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十三条第四項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。 2 条例第十三条第四項の人事委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 職員に新たに資格職員である要件が具備されるに至つた日がその日の属する月の給料の支給日（三重県人事委員会規則七十一（職員の給与の支給に関する規則）第二条に規定する給料の支給日をいう。）	（特急等の利用の基準） 第十一条（略） 2・3（略） 4 第七条の規定は、条例第十三条第三項に規定する特急料金等の額に相当する額（第十五条の二第四項において「特急料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第七条第一項第二号中「運賃等」とあるのは「特急料金等」と読み替えるものとする。 （支給日等） 第十五条の二 通勤手当は、支給単位期間（第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条及び第十七条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の三重県人事委員会規則七十一（職員の給与の支給に関する規則）第二条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が三重県の休日である条例（平成元年三重県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

以下この項及び次項において同じ。)以後となる場合 一 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至つた日とその日の属する月の給料の支給日以後となる場合(次条第二項第二号又は第三号ロに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。)	
3 条例第十三条第四項の人事委員会規則で定める日は、給料の支給日とする。	3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
4 条例第十三条第四項の規定により通勤手当を支給する日(以下この条において「支給日」という。)までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することが出来るものとする。	4 条例第十三条第四項の人事委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等(第七条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第十三条第二項第二号に定める額(第七条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第十三条第二項第三号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額及び特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特急等が二以上ある場合にあつては、その合計額)の合計額(第十六条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十三条第四項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。
5 支給単位期間(第一項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下「支給単位期間等」という。)に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第一号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けるときとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。	
6 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月(第二項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該月又はその翌月)であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。 一 職員に新たに資格職員である要件が具備されるに至つたことにより支給が開始され、又は次条第二項第一号若しくは第三号イに掲げる場合に該当し	

て支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者 二 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者	
7 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であつて、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。 (支給の始期及び終期) 第十六条 通勤手当の支給は、職員に新たに資格職員である要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が資格職員である要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、人事委員会が定める場合を除き、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。	(支給の始期及び終期) 第十六条 通勤手当の支給は、職員に新たに資格職員である要件が具備されるに至つた場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が資格職員である要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、人事委員会が定める場合を除き、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。 一 通勤手当の額を増額して改定する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第三条の規定による届出が、当該事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月） 二 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月） 三 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が二以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月	2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

イ 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事委員会が定める場合 人事委員会の定める月	
ロ イに掲げる場合以外の場合 これらの事実が生じた日の属する月の翌月	
3 前項第三号イに掲げる場合における同号イに定める月の支給額は、人事委員会が定める。 (返納の事由及び額等) 第十六条の二 条例第十三条第五項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係る通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として人事委員会が定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 一 四 （略）	(返納の事由及び額等) 第十六条の二 条例第十三条第五項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 一 四 （略）
2 条例第十三条第五項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額	2 条例第十三条第五項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円
イ ロに掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特急料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）	以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特急料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
ロ 前項第二号に掲げる事由が生じ、前条第二項第一号又は第三号イに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第二号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関等、自動車等、又は駐車施設（同号の	

改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等、自動車等及び駐車施設に係る通勤手当の額 11 (略) 3 条例第十三条第五項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月(前項第一号ロに掲げる場合に該当する場合にあつては、人事委員会の定める月)の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。 第十六条の四 (略) 2 月の中途において派遣等となつた場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。	11 (略) 3 条例第十三条第五項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。 第十六条の四 (略) 2 月の中途において派遣等となつた場合(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合(前項に規定するときから復職等をして引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。
---	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和八年十月一日から施行する。
(支給単位期間等の開始に関する経過措置)
- 令和八年九月一日から同月三十日までの間(以下「特定期間」という。)に職員に新たに職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)第十三条第一項の職員である要件が具備されるに至つた場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合又は職員がこの規則による改正前の職員の通勤手当に関する規則第十六条の四第二項に規定する場合(同条第三項に規定する場合に該当しているときを除く。)に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の職員の通勤手当に関する規則第十五条の二第五項に規定する支給単位期間等は、同年十月から開始するものとする。

人 事 委 規 則
教 育 委

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年九月三十日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘

三重県教育委員会教育長 長 崎 禎 和

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第七号

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和二十五年 ^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}

第一号）の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特急等の利用の基準） 第十二条 （略） 2・3 （略） 4 第八条の規定は、条例第十六条第三項に規定する特急料金等の額に相当する額（<u>第十六条の二第一項において「特急料金等相当額」という。</u>）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「運賃等」とあるのは「<u>特急料金等</u>」と読み替えるものとする。 （支給日等） 第十六条の二 <u>条例第十六条第四項の規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）</u>、<u>条例第十六条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）</u>、<u>条例第十六条第二項第三号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額及び特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急等が二以上ある場合にあつては、その合計額）の合計額（第十七条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）</u>が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、<u>条例第十六条第四項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</u> 2 <u>条例第十六条第四項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u> 一 <u>職員に新たに資格職員である要件が具備されるに至った日</u>がその日の属する月の給料の支給日（公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号）第二条に規定する給料の支給日という。以下この項及び次項において同じ。）以後となる場合 二 <u>職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日</u>がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合（次条第二項第二号又は第三号ロに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）	（特急等の利用の基準） 第十二条 （略） 2・3 （略） 4 第八条の規定は、条例第十六条第三項に規定する特急料金等の額に相当する額（<u>第十六条の二第四項において「特急料金等相当額」という。</u>）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「運賃等」とあるのは「<u>特急料金等</u>」と読み替えるものとする。 （支給日等） 第十六条の二 <u>通勤手当は、支給単位期間（第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条及び第十八条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号）第二条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。</u> 2 <u>支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が三重県の休日と定める条例（平成元年三重県条例第一号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。</u>

3 条例第十六条第四項の規則で定める日は、給料の支給日とする。	3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
4 条例第十六条第四項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。	4 条例第十六条第四項の規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十六条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十六条第二項第三号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額及び特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急等が二以上ある場合にあつては、その合計額）の合計額（第十七条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十六条第四項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。
5 支給単位期間（第一項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が三重県の休日を決める条例（平成元年三重県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。	
6 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第二項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。	
一 職員に新たに資格職員である要件が具備されるに至つたことにより支給が開始され、又は次条第二項第一号若しくは第三号イに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者	
二 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者	
7 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であつて、当	

該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。 (支給の始期及び終期等) 第十七条 通勤手当の支給は、職員に新たに資格職員である要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が資格職員である要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、県委員会が人事委員会と協議して定める場合を除き、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。 一 通勤手当の額を増額して改定する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第三条の規定による届出が、当該事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月） 二 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月） 三 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が二以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月 イ 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして県委員会が人事委員会と協議して定める場合 県委員会が人事委員会と協議して定める月 ロ イに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月 3 前項第三号イに掲げる場合における同号イに定める月の支給額は、県委員会が人事委員会と協議して定め	(支給の始期及び終期) 第十七条 通勤手当の支給は、職員に新たに資格職員である要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が資格職員である要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、県委員会が人事委員会と協議して定める場合を除き、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
---	---

る。 (返納の事由及び額等) 第十七条の二 条例第十六条第五項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係る通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として県委員会が人事委員会と協議して定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 一～四 （略） 2 条例第十六条第五項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ ロに掲げる場合以外の場合 前項第一号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特急料金等の払戻しを、県委員会が人事委員会と協議して定める月（以下この条において「事由発生日」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。） ロ 前項第二号に掲げる事由が生じ、前条第二項第一号又は第三号イに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第一号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関等、自動車等、又は駐車施設（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等、自動車等及び駐車施設）に係る通勤手当の額	(返納の事由及び額等) 第十七条の二 条例第十六条第五項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るもの）を除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 一～四 （略） 2 条例第十六条第五項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特急料金等の払戻しを、県委員会が人事委員会と協議して定める月（以下この条において「事由発生日」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
--	---

11 (略) 3 条例第十六条第五項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生日(前項第一号ロに掲げる場合に該当する場合にあつては、県委員会が人事委員会と協議して定める月)の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。 第十七条の四 (略)	11 (略) 3 条例第十六条第五項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生日の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。 第十七条の四 (略)
2 月の中途において派遣等となつた場合又は出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。	2 月の中途において派遣等となつた場合(次項に規定する場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合にあっては、その日の属する月)から開始する。 3 出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合(前項に規定するときから復職等をしてしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和八年十月一日から施行する。
(支給単位期間等の開始に関する経過措置)
- 令和八年九月二日から同月三十日までの間(以下「特定期間」という。)に職員に新たに公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第十六条第一項の職員である要件が具備されるに至つた場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じるに至つた場合又は職員がこの規則による改正前の公立学校職員の通勤手当に関する規則第十七条の四第二項に規定する場合(同条第三項に規定する場合に該当しているときを除く。)に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の公立学校職員の通勤手当に関する規則第十六条の二第五項に規定する支給単位期間等は、同年十月から開始するものとする。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>